

平成29年第2回三種町議会臨時会会議録

平成29年6月6日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番 大澤和雄	2番 宮田幹保
3番 安藤賢藏	4番 三浦敦
5番 清水欣也	6番 工藤秀明
7番 高橋満	8番
9番 鈴木一幸	10番 小澤高道
11番 成田光一	12番 加藤彦次郎
13番 後藤栄美子	14番 堺谷直樹
15番 伊藤千作	16番 平賀真
17番 児玉信長	18番 金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長 三浦正隆	副町長 高堂弘道
教育長 鎌田義人	総務課長 腰丸豊
企画政策課長補佐 金子孝	税務課長 岡部衛
町民生活課長 川村義之	福祉課長 加賀谷司
健康推進課長 佐々木里史	農林課長 眞川信一
商工観光交流課長 吉田正秋	建設課長 高橋善浩
上下水道課長 近藤吉弘	琴丘総合支所長 高橋泉
山本総合支所長 山田幸樹	会計課長 櫻庭一則
教育次長 畠山広栄	農業委員会事務局長 信太清勝

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長 桜庭勇樹	議会事務局長補佐 平澤仁美
議会事務局主査 池内和人	

一、議事日程

平成29年6月6日(火)

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議案の上程	報告第2号～承認第8号 (提案理由の説明・町長)
日程第4	報告第2号	平成28年度三種町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5	報告第3号	平成28年度三種町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	報告第4号	平成28年度三種町温泉事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第5号	専決処分の報告について(公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件)
日程第8	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(三種町町税条例の一部を改正する条例)
日程第9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(三種町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
日程第10	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町一般会計補正予算)
日程第11	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)
日程第12	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町公共下水道事業特別会計補正予算)
日程第13	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計補正予算)
日程第14	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算)
日程第15	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町水道事業会計補正予算)
日程第16	議会改革特別委員会委員長報告	
日程第17	決議第1号	三種町議会の議員の定数に関する決議について(議会改革特別委員会調査報告)
日程第18	決議第2号	三種町議会の議員の報酬に関する決議について(議会改革特別委員会調査報告)
日程第19	決議第3号	政治倫理の確立のための三種町議会の議員の兼業に関する条例に関する決議について(議会改革特別委員会調査報告)
日程第20	決議第4号	三種町議会の議員の任期に関する決議について

日程第 2 1	決議第 5 号	(議会改革特別委員会調査報告) 町民と議会との懇談会に関する決議について(議会改革特別委員会調査報告)
日程第 2 2	発委第 1 号	三種町議会委員会条例の一部改正について(議会改革特別委員会調査報告)
日程第 2 3	発議第 1 号	三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

一、本日の会議に付した事件
日程と同じ

議長 金子芳継は、平成 2 9 年 6 月 6 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。(午前 9 時 5 9 分 開会)

議長 (金子芳継)
おはようございます。
本会議開会前にお知らせいたします。本日、相原企画政策課長の代理として、金子課長補佐が出席しております。ご報告申し上げます。
ただいまから、平成 2 9 年第 2 回三種町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は 1 7 名であり、定足数に達しております。
本日の会議を開きます。
書記には桜庭君を任命します。
説明員として、町長及び教育長の出席を求めています。
日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第 1 2 4 条の規定により 1 6 番、平賀 真議員、1 7 番、児玉信長議員を指名いたします。
日程第 2. 会期決定の件についてお諮りいたします。
その前に、議会運営委員会が開かれましたので、本臨時会の会期について委員長より報告を求めます。議会運営委員長。
議会運営 (宮田幹保)
委員長 第 2 回議会臨時会に当たり、開会前に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。
皆様のお手元に配付しております議事日程表のとおり、会期は本日 1 日としております。
なお、提出案件は 1 9 件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。
以上。
議長 (金子芳継)
ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。
提案された議案の審議に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。
町長 (三浦正隆)
おはようございます。
田植え後の若苗が整然と並ぶ田んぼが広がり、三種町の田園風景の美しさを改めて感じる日々でございますが、本日、第 2 回議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多忙な折にもかかわらずご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。
ただいま、議長の許可を得まして、議会臨時会の開会前の貴重なお時間を拝借し、一言ご挨拶を申し上げます。
本日の招集につきましては、地方自治法第 1 0 1 条第 2 項の規定により、三種町議会臨時会招集請求に基づき招集をさせていただいたものでございます。議会改革特別委員会に付託をされた調査事件についての決議案のほか、議員各位のご提案による条例改正案などをご審議されるわけでございますが、いずれも議会運営において大変重要な案件であると認識しております。何とぞ慎重なるご審議を願うところでございます。
また、町側からは平成 2 8 年度予算繰越計算書の報告のほか、専決処分の承認案件など 1 2 件を上程させていただきましたので、あわせてご審議のほどをお願い申し上げ、招集に当たってのご挨拶といたします。本日はどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。
議長 (金子芳継)
日程第 3. 報告第 2 号から承認第 8 号までを一括して議題といたします。
町長より提案理由の説明を求めます。町長。
町長 (三浦正隆)
それでは、本臨時会に提案いたしました議案についてご説明いたします。
本日の臨時会提出議案は、平成 2 8 年度予算の繰越計算書の報告 3 件、専決処分の報告 1 件、専決処分の承認を求める案件 8 件、合わせて 1 2 件でございます。
初めに、報告第 2 号から報告第 4 号までは、平成 2 8 年度一般会計予算及び各特別会計予算における平成 2 9 年度への繰越明許費を地方自治法施行令の規定により議会に報告するものであり、主に国の補正予算に伴う補助事業や災害復旧事業等の事業繰り越しを報告するものでございます。
報告第 2 号、平成 2 8 年度一般会計予算では、臨時福祉給付金事業や農地・農業用施設災害復旧事業など、総務費から災害復旧費までの 7 事業、事業費総額 2 億 9 6 3 万 7, 0 0 0 円を繰り越したものでございます。
次に、報告第 3 号、平成 2 8 年度公共下水道事業特別会計予算では、流域下水道事業における公営企業会計移行共同事業及び建設費負担金 1, 4 3 7

万1,000円を繰り越したものでございます。

次に、報告第4号、平成28年度温泉事業特別会計予算では、森岳温泉施設改良事業の設計委託費2,931万6,000円を繰り越したものでございます。

次に、報告第5号、専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について専決処分をし、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

去る4月18日、琴丘総合支所駐車場で発生した公用車の接触事故により、相手方車両に損害を与えたことから、その被害の状況に応じて損害賠償額を定め、和解したものでございます。

次に、承認第1号及び承認第2号は、条例の一部改正条例を専決処分したものであり、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものであります。

初めに承認第1号、三種町町税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、町民税における控除対象配偶者の定義の変更を行ったほか、肉用牛を売却した場合における所得割免除の特例期間の延長を定め、固定資産税については保育事業施設の固定資産税を軽減する特例措置を定め、軽自動車税については平成28年度末で期限が切れるグリーン化特例の2年間延長などを定めるものであります。

次に、承認第2号、三種町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の改正に伴い、保険税の低所得者に対する軽減の拡充を行うものであります。

続きまして、承認第3号から承認第8号までは、平成28年度一般会計及び各特別会計の専決処分した補正予算について、議会の承認を求めるものであります。主に各会計における経常経費の精査や、補助事業等の確定に伴う予算の増減補正となっております。

初めに、承認第3号、平成28年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ2,682万4,000円を減額し、予算総額を110億7,656万5,000円とするものであります。

まず、繰越明許費の補正につきましては、公会計管理台帳システム改修事業費453万6,000円を平成29年度へ繰り越しするものであります。

また、債務負担行為の補正では、借入れ実績がない事項について廃止しております。

地方債の補正では、事業費確定による防災行政無線施設整備事業及び過疎対策事業費の事業債の限度額の減額と、高齢者住宅、ひとり親家庭住宅整備資金など、貸し付け事業の実績がない事項について廃止をしております。

次に歳出であります。全款にわたり人件費の精査及び事務事業の確定に伴う各事業の精算増減でありますので、主要事業を中心に説明いたします。

初めに人件費であります。職員の給料及び時間外手当など総額554万円を減額しております。

総務費では、主に自治体情報システム強靱性向上事業等委託費415万6,000円、ふるさと納税謝礼548万9,000円、秋田県知事・議会議員補欠選挙費273万6,000円などを、事業費確定により減額しております。

民生費におきましては、高齢者世帯等除排雪支援事業費399万9,000円を減額したほか、自立支援給付費等777万7,000円、福祉医療給付費750万円、臨時福祉給付金1,064万7,000円などを、確定により減額しております。

また、衛生費におきましては、定期及び任意個別予防接種委託料200万円、未熟児養育医療給付費135万1,000円を確定により減額しております。

農林水産業費では、農業法人確保・育成事業費等121万6,000円、大豆新技術導入等生産性向上事業費155万円、農地耕作条件改善事業費126万5,000円、農林産物等直売施設空調設備改修工事費171万4,000円などを、事業費の確定により減額しております。

土木費におきましては、住宅リフォーム助成事業補助金603万6,000円、除雪関係経費等4,260万円を事業費確定により減額しております。

また、教育費におきましては体育施設管理費140万円のほか、給食材料費249万円を事業費の確定により減額しております。

諸支出金の基金費では、歳出の減額及び歳入の譲与税等の確定などに伴い、財政調整基金に106万6,000円、減債基金に1億268万円の積み立てを計上したほか、ふるさと元気づくり基金にはふるさと納税相当額を積み立て計上しております。

次に、歳入では地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び特別地方交付税の確定額を計上したほか、利子割交付金から交通安全対策特別交付金までの各種交付金の確定額を計上しております。

使用料及び手数料では、町営住宅使用料379万6,000円などを確定により減額計上しております。

国庫支出金におきましては、臨時福祉給付金事業1,064万7,000円、農地耕作条件改善事業126万5,000円をそれぞれ事業費の確定により減額計上しております。

また、県支出金では、自立支援給付費負担金など民生負担金で163万7,000円を減額したほか、地域子ども・子育て支援事業費補助金113万円、秋田県知事選挙・議会議員補欠選挙委託金273万6,000円などを確定により減額計上しております。

財産収入では、各基金の利子167万4,000円、寄附金ではふるさと納税536万9,000円を増額計上しております。これにより、平成28年度ふるさと納税額は7,776万9,000円となっております。

繰入金の基金繰入金では、収支調整により財政調整基金からの繰入金1億

9, 743万7, 000円を減額計上しております。

町債におきましては、貸し付け実績のない住宅整備資金等を減額したほか、事業費確定による各種起債の減額補正を行っております。

以上で一般会計の説明を終わり、続きまして各特別会計等の補正予算についてご説明いたします。

承認第4号、平成28年度国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ2, 253万6, 000円を減額し、予算総額を26億4, 165万4, 000円とするものであります。

歳出では、一般療養給付費等599万6, 000円、高額医療費共同事業拠出金329万3, 000円のほか、予備費を減額し、歳入では国庫補助金の普通調整交付金2, 374万4, 000円を減額するなど、確定により各負担金・補助金等を増減補正する内容となっております。

次に、承認第5号、平成28年度公共下水道事業特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ110万円を減額し、予算総額を6億4, 510万6, 000円とするものであります。

繰越明許費の設定では、流域下水道事業における公営企業会計移行共同事業及び建設費負担金総額1, 437万1, 000円を翌年度へ繰り越しするものであります。また、債務負担行為の補正では、借り入れ実績がない事業について廃止をしております。

歳出では、流域下水道建設費負担金の事業費確定による118万5, 000円の減額と、公債費の長期債利率改定による156万7, 000円の減額及び予備費の調整額を計上し、歳入では事業費確定による流域下水道事業債110万円を減額する補正となっております。

承認第6号、平成28年度農業集落排水事業特別会計の補正予算は、歳出におきまして消費税納付金136万6, 000円、汚泥処理業務委託費274万4, 000円及び長期債利子をそれぞれ事業費確定等により減額計上し、予備費を増額調整する組み替え補正となっております。

次に、承認第7号、平成28年度介護保険事業勘定特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ458万1, 000円を減額し、予算総額を27億3, 152万8, 000円とするものであります。

内容につきましては、歳入で国庫補助金の調整交付金441万3, 000円のほか、地域支援事業支援交付金及び一般会計繰入金を確定額により減額し、歳出の予備費で調整する内容となっております。

次に、承認第8号、平成28年度水道事業会計補正予算は、収益的収入では給水収益で水道料金1, 688万3, 000円を見込みにより増額計上しております。また、収益的支出では原水及び浄水費におきまして動力費241万6, 000円のほか、薬品費及び路面復旧費を見込みにより減額計上しております。

以上が本臨時会に提出する議案の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説

明といたします。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第4．報告第2号から日程第6．報告第4号までは、いずれも平成28年度一般会計、公共下水道事業及び温泉事業に係る予算繰越明許費計算書の報告であるため、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認め、本件3件を一括して議題といたします。

本件3件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第2号から報告第4号までを終了します。

日程第7．報告第5号「専決処分の報告について（公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第5号を終了します。

日程第8．承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（三種町町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（三種町町税条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第1号は承認することに決しました。

日程第9．承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（三種町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第2号は承認することに決しました。

日程第10. 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町一般会計補正予算)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町一般会計補正予算)」を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第3号は承認することに決しました。

お諮りいたします。日程第11. 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)」から、日程15. 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町水道事業会計補正予算)」までは、いずれも平成28年度各特別会計等補正予算の専決処分の承認を求めるものであるため、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第4号から承認第8号までの5件を一括して議題といたします。

本件5件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
これより承認第4号から承認第8号までを順次採決いたします。
承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)」を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第4号は承認することに決しました。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町公共下水道事業特別会計補正予算)」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第5号は承認することに決しました。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計補正予算)」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第6号は承認することに決しました。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算)」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、承認第7号は承認することに決しました。

承認第8号「専決処分承認を求めることについて（平成28年度三種町水道事業会計補正予算）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第8号は承認することに決しました。

日程第16．議会改革特別委員会における議会改革に関する事項の調査結果について、委員長より報告を願います。議会改革特別委員長。

議会改革（清水欣也）

特別委員 それでは、本委員会に付託されました調査事件について、その調査結果を三種町議会会議規則第76条の規定によって報告をいたします。

長 初めに、調査事件の名称ですが、「議会改革に関する事項について」ということでございます。

次の、2つ目の調査の経過についてですけれども、昨年8月2日から平成29年5月10日までに合計7回の委員会を招集して、調査を行いました。

次に、その調査の結果、または概要、それから意見について報告をいたします。

まず、本委員会では、本委員会が主体的に調査する必要があると、そう判断した事項のほか、昨年の議会全員協議会において提案があって、それが懸案となっている事項、それから議会事務局から提案されました事項を我が委員会の調査事項として審議をいたしました。その結果は次のとおりであります。

初めに、本委員会が主体的に取り上げた事項についてご報告いたします。

議員定数でございますけれども、見直すべきかどうかを検討いたしましたが、議員定数は削減ありきで議論すべきではなくて、また住民の声を反映するためには定数を減らすべきではないという意見が多数でございました。そのため、現行のとおりとするというのが適当であると決定したわけでございます。ただ、本町における今後の財政要因、それから人口減少などの客観的背景、それから県内市町村の動向などを勘案し、現行から、つまり18人から2人を減らして16人とすべきだという意見もございました。

次に、議員の報酬の額についてでございますけれども、これも見直すべきかどうかを検討いたしましたが、現時点では現在の報酬額が多いとする明確な根拠が見出せない、そういうことから、見直す必然性がないということで、また報酬の引き下げというのは特に議員を志す若い世代の意欲不足を助長しかねないということなどから、現行のとおりとするのが適当であると、そういうふうにご決定をいたしました。

なお、議員報酬の額については、本来、議員の役割とか資格とか責任とかそういうこと等の比較考慮の上で、正当かつ妥当な対価であるかどうかとい

うことを判断すべきであって、報酬の額を議員定数の増減にリンクさせて議論するのは適当ではないと、そういう意見に集約されたわけでございます。

次に、「政治倫理の確立のための三種町議会の議員の兼業に関する条例」については、見直すかどうかを検討いたしましたが、現時点ではその必要性が認められないという意見が多数でございました。よって、現行のとおりとするのが適当であると決定したわけでございます。

ただし、当該条例の見直しを求めるという主張もございましたことから、今後この問題についてを別途協議する必要がある、そういう旨を意見として付してございます。

続きまして、議会全員協議会の提言事項についてご報告いたします。

議員の任期でございますけれども、一般選挙において当選した者が6月議会の定例会に出席できない、そういう現下の実態を、この次の一般選挙から改めるべきであるといったしました。

そして、そのための手続として、平成30年4月上旬に臨時会を開きまして、「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」に基づいて議会を自主解散するのが適当であると決定をいたしました。

なお、議会を自主解散するための三種町議会の解散に関する決議案の提出については、今回の案に賛成する全議員の連名により行うことといたします。

それから、町民と議会との懇談会については、町民と議会との懇談会の「議会や町政に対する町民の質問、意見、要望を直接聴取して、議会活動に反映させ、町民とともに民主的なまちづくりを実現していく」、そういう制度の趣旨からも、今後も継続して開催するのが適当であると決定したわけでございます。

最後に、議会事務局の提案事項について報告いたします。

現在の議会広報編集特別委員会のあり方については、恒常的な議会広報発行のために常設の特別委員会を設置するという事は好ましくなく、また議会の広聴機能を充実させるために三種町議会委員会条例を改正して、広報広聴常任委員会として設置するのが適当であると決定をいたしました。

また、当該委員会が町民と議会との懇談会に関する事務についても所掌することにいたしました。

なお、当該委員会の委員については、既存の常任委員会の委員を兼ねるものといたしました。

以上で議会改革特別委員会調査報告を終わります。

議長（金子芳継）

調査報告書の配付のため、若干休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

議長（金子芳継）
会議を再開します。
ただいま委員長から議会改革に関する事項について調査結果の報告がありました。
なお、本調査報告については、既に報告済みであることから、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。
以上をもちまして議会改革特別委員会付託事項の調査は終了しました。
委員長は、関連議案の質疑が終了するまで、この場で待機してください。
お諮りいたします。日程第17. 決議第1号「三種町議会の議員の定数に関する決議について」から、日程第22. 発委第1号「三種町議会委員会条例の一部改正について」までは、いずれも議会改革特別委員会の調査報告に関する議案であるため、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、決議第1号から発委第1号までの6件を一括して議題といたします。
本案6件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
委員長は席へお戻りください。
これより決議第1号から発委第1号までを順次討論及び採決を行います。
日程第17. 決議第1号「三種町議会の議員の定数に関する決議について」討論を行います。討論ありませんか。12番、加藤議員。

12番（加藤彦次郎）
決議第1号について、反対の立場から討論いたします。
人口が2万人を超える美郷町の議員定数が16となり、約4万6,000人の湯沢市を初め、3万人前後の男鹿市や鹿角市では18となっている。定数は、それぞれの市町村の事情や考え方によって決められるものではあるが、三種町の議員定数を18とする合理的な根拠を見出せない。
また、「住民の声を反映するためには定数を減らすべきではない」としているが、圧倒的多数の町民は定数削減を望んでいる。
削減による議会の総力や多様性の低下については、民意を酌み取って政策に反映させる力、執行機関を監視し、互角にわたり合う力を議員一人一人が今まで以上に磨くこと、議会としての広報広聴活動を充実させることなどに

より対応できるものとする。

民意を反映するために現行どおりとするのではなく、民意を反映し、少なくとも16以下に削減しなければ、町民の理解は得られない。よって、定数を現行どおりとする決議第1号に反対であります。

以上です。

議長（金子芳継）
次に、賛成討論ありませんか。15番、伊藤議員。
15番（伊藤千作）

決議第1号、「議員定数は現行のとおりとする」に賛成の立場で討論を行います。

議員の定数削減問題については、さまざまな意見がありますが、安易な議員削減はすべきではありません。以下、その理由を申し述べていきます。

二元代表制をとる地方自治において、議員は直接議会に意見を表明できない町民、住民の代理人であるからであります。議会に、より多くの町民の意見を反映すべきであります。議会には、行政をチェックするという大きな役割が求められております。町長や行政の行動を、町民にかわりチェックすることが最大の機能であります。町議会の大きな役割の一つは、このような行政の監視、チェックであります。議員定数を減らすことは、このようなチェック機能をみずから弱体化させることにほかなりません。

地方分権が進み、地方自治体の権限と仕事、役割は、今後拡大され、重要なこととなります。当然議会の役割も大きくなります。自治体の役割の拡大は、住民の生活にも多大な影響を与えるものであります。このような中で、広範な町民の意見を議会に反映する代理人としての議員定数をみずから減らすことは、議会としての役割を弱め、その責任をないがしろにすることではございませんか。

議員本来の役割と大きくかかわるのが住民感情であります。議員が働かないから議員定数は少なくともいいという意見も耳にしますが、議員みずから反省するとともに、そうした声が出ないような活動をしていかなければならないということを私たちは肝に銘ずる必要があります。議員が住民の立場に立って、住民の声を取り上げ、また町政をしっかりとチェックすることにより、議会、議員というものは必要なんだということを住民に知ってもらうことが大切であります。議会制民主主義の中で、議員だけが町の予算を議論でき、決定できる立場にあります。議員が果たさなければならない役割が、地方分権が言われる中でますます重要になってきているのであります。

議員を削減することは、議員みずからが議員というものを自己否定していることとなります。議員を減らしても、働かない議員が落ちる保証はありません。そうすると、さらに減らすということになり、突き詰めると議会、議員そのものが要らないということになってしまいます。議員、議会だけが聖域でいいのか、何もしなくていいのかという議論もあります。議会あるいは議員がしなければならないことは、住民のための町政に取り組むことであ

り、これが第一であります。こうしたことから、そのことをもって削減する理由にはなりません。

厳しい財政状況にあり、議員も身を削るべきだという意見もあります。しかし、これは本末転倒の議論であります。町民の代理人である議員を削減することは、多様な町民の意見を反映しないことになり、町民みずからが身を切ることとなります。議会議員の経費などは、町の財政全体のわずか1%以下でしかありません。地方自治の役割が増大する中、議会経費は民主主義を機能させるための最低限の必要経費であります。

三種町の議員定数は、10年前、合併時は52人でありました。それが22人になり、その4年後、20人に、そして3年前には18人になり、4年ごとに2人ずつ減らしてきました。

議員定数削減のための理由の一つに、他の市町村で削減しているのだから当議会でも削減しなければ町民の理解が得られないと主張しているだけで、まことに主体性がないと言わざるを得ないのであります。

住民に行政改革をお願いするのだから、議会みずからも血を流すべきだとの議論も一部にあります。町民に犠牲を押しつけるにせもの行革を認める立場からは、住民の側に立って行政を批判、監視する議会の役割を否定し、行政による住民犠牲の政治に議会も従えという結論以外に何も出てこないことは明らかであります。議会が血を流せという議論こそ、住民代表としての声を議会に反映させない極めて非民主的な議論とならざるを得なくなるとともに、結局は地方議会の役割そのものまで弱めることにならざるを得ないものであります。

人口減については、将来に予想されることであり、今回削減の理由にはなりません。その時点でまた議論をすべきことだと思います。

こうしてみると、議員定数を削減する理由が成り立ちません。議員の役割を考えると、議員定数は安易に減らすべきではなく、現状の18人のままにすべきであります。

以上のことから、決議第1号についての賛成討論といたします。

以上です。

議長（金子芳継）

ほかに討論ありませんか。14番、堺谷議員。

14番（堺谷直樹）

住民の声を反映するために定数を減らすべきではないという考えには、理解をいたします。が、しかし我が町の財政や人口の将来見通し、また他市町村の動向を総合的に判断すると、やはり定数を削減すべきであるとの考えから、決議第1号には反対をいたします。

議長（金子芳継）

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

決議第1号「三種町議会の議員の定数に関する決議について」を採決いたします。

反対討論がありましたので、この表決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金子芳継）

座ってください。

起立少数です。よって、決議第1号は否決されました。

日程第18. 決議第2号「三種町議会の議員の報酬に関する決議について」討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

決議第2号「三種町議会の議員の報酬に関する決議について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、決議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 決議第3号「政治倫理の確立のための三種町議会の議員の兼業に関する条例に関する決議について」討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

決議第3号「政治倫理の確立のための三種町議会の議員の兼業に関する条例に関する決議について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、決議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 決議第4号「三種町議会の議員の任期に関する決議について」討論を行います。討論ありませんか。9番、鈴木議員。

9番（鈴木一幸）

私は、立候補するときは6月議会定例会に出席できないということを十分理解していましたので、何ら支障を来すこともございませんでした。よって、この議員の任期に関する決議には反対いたします。

議長（金子芳継）
賛成の方の討論ありますか。11番、成田議員。

11番（成田光一）
決議第4号に対して、賛成の立場から討論を行います。
私自身、新人として3年前の26年5月に行われた一般選挙で当選をさせていただきながら、翌月の6月議会定例会には出席できず、7月の臨時会を経て、実質出席できたのは選挙から4カ月後の9月議会定例会でした。
現行の制度では、同じく選挙を戦いながら現職議員の方々は6月議会定例会に出席でき、仕事をしています。一方、新人議員は9月議会定例会より出席ができません。これには大変な不公平感を覚えました。経験をした当事者からしてみれば、普通に考えておかしいと言わざるを得ません。
平成の合併で在任特例を適用した市町議会は県内にはほかにもありますが、我が町のように当選した新人議員が当選後の定例会に出席できない議会はほかにはありません。このことは、3年前の9月議会定例会でも一般質問で述べております。また、当時の新聞紙上でも取り上げられておりますし、最近の紙上でもこのことを「異例」「ふぐあい」などと表現をしているところもあります。解決ができないことなら別として、解決ができることなら後世に先送りをするのではなく、今我々がみずからの手によって解決されるべきであると考えます。決議案では、「現下の実態を平成30年4月上旬に臨時議会を開き、議会を自主解散することで改めるべきもの」とあります。
以上のことから、本決議第4号は妥当な内容であり、よって賛成であります。

議長（金子芳継）
ほかに討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
決議第4号「三種町議会の議員の任期に関する決議について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（金子芳継）
座ってください。
起立少数であります。よって、決議第4号は否決されました。
日程第21. 決議第5号「町民と議会との懇談会に関する決議について」
討論を行います。討論ありませんか。10番、小澤議員。

10番（小澤高道）
町民と議会との懇談会について、反対の立場から討論いたします。
「議会や町政に対する町民の質問、意見、要望を直接聴取し、議会活動に

反映させ、町民とともにまちづくりを実現していく」という制度の趣旨は理解できるが、継続して開催するにはさまざまな問題があるように思われま
す。これまで3回開催され、1回目84名、2回目58名、3回目28名など、回を重ねるごとに減少するなど、また意見等を見ても大きな要因があるように思われる。継続ありきではなく、全員の意見を確認する必要があると思うので、この決議には反対をします。

議長（金子芳継）
賛成討論の方、おりませんか。16番、平賀議員。
（なしの声あり）

16番（平賀真）
それでは、私から決議に賛成の立場から討論をさせていただきます。
ただいま反対討論にありましたように、参加人数が少ないという問題点はありますが、その問題の内容を探りながら、やはり公の場で町民との意見交換の機会を設けることは大事なことだと考えます。また、その結果を議会広報に掲載し、町民がより深く認識することにつながるかと思います。よって、決議案に賛成いたします。

議長（金子芳継）
ほかに討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
決議第5号「町民と議会との懇談会に関する決議について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（金子芳継）
座ってください。
起立少数です。よって、決議第5号は否決されました。
日程第22. 発委第1号「三種町議会委員会条例の一部改正について」を
討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
発委第1号「三種町議会委員会条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決され

ました。

日程第23. 発議第1号「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。14番、堺谷直樹議員。

14番 (堺谷直樹)

発議第1号「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」ご説明をいたします。

平成29年5月23日に開かれました議会全員協議会におきまして、議会改革特別委員会より委員会調査の結果報告について概要説明がありました。この中で、「議員定数については、現行のとおりとするのが適当である」という報告でありました。しかし、議会改革特別委員会の調査参考資料にあります本町の財政や人口の将来見通し、また現下の県内市町村の動向等を総合的に判断しましたところ、2名削減すべきである、という結論に至りました。

つきましては、本臨時会に「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を提出いたしますので、どうかご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 (金子芳継)

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。15番、伊藤議員。

15番 (伊藤千作)

議員定数削減に反対する立場から、討論を行います。

第一に、議会が民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものであることから、単なる経費の節減等の観点からのみこれを論ずることは、必ずしも妥当ではないということであります。

第二に、議会が民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視といったその求められている機能を十分に果たせる体制であるかなど、地方議会のあり方をめぐる本質的な議論を十分行う必要があります。

今日、国の悪政のもとで貧困と格差の広がりが深刻化する中、住民の福祉、教育、環境の充実などが重要課題となってきております。こうしたときに、経費削減の立場からのみの観点で定数削減を進めれば、議員が減った分だけ、住民の声を議会に反映させ町政に届ける上で、大きな障害となるとともに、無駄遣いをなくし、福祉を充実させる方向へ行財政の流れを切りかえる役割発揮も困難になります。

議員定数を減らしてチェック機能が高まったという話は聞いたことがありません。少数より多数でチェックすることが機能を高めることは自明の理であります。多種多様な意思を議会に反映させることで、行政に対するチェッ

ク機能も高まります。議員は住民の代表として審議・決定するのですから、少なれば少ないほどいいということにはなりません。町民代表にふさわしい議員定数が必要であります。そうした観点から、議員定数の問題は議論すべきであります。

議会改革を言うのなら、定数削減をするのではなく、より町民に開かれた議会、活発な議論が保証される改革こそ行うべきであります。

憲法と地方自治法は、議会と首長が対等、平等、チェックアンドバランス、抑制と均衡によって地方自治と民主主義を保障する二元代表制をとっております。このたび、その一方の側から議員定数を減らす議案を提出されたことは、まことに残念なことであります。

確かに町民の中には「議員が多過ぎる」という声があるようですが、こうした声を真摯に受けとめるなら、町議会、議員の活動の質を問う声と受けとめ、今必要なのは議会や議員に対する不信感を取り除き、活発な議論を行えるように議会改革をさらに前に進めることであります。住民の声を取り上げ、また町政をしっかりとチェックすることにより、町民への信頼を深め、議員定数を削減せよという声がなくなっていくと思います。

以上のことから、議員定数削減についての反対討論といたします。

以上です。

議長 (金子芳継)

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発議第1号「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (金子芳継)

座ってください。

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第2回三種町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長

三種町議会議員

三種町議会議員